第２５回串間市農業委員会総会

日　　時　　平成２８年６月３０日
会　　場　　串間市役所３階大会議室
出席委員　　１９名

１番（会長）	川﨑　善昭	９番	日髙　善次	１６番	島田　俊満
２番（会長代理）	井手　重則	１０番	瀬治山満弘	１７番	金川　勇次
３番	安田　敬司	１１番	鈴木　信	１８番	福田　孝義
５番	内田　政秀	１２番	渡邉　豊雄	１９番	野邊　秀男
６番	欠員	１３番	谷口　利則	２０番	山下　貴義
７番	塔尾　秀雄			２１番	鳴海　正文
８番	瀬治山秋美	１５番	吉田　友子	２２番	岩下　哲見

欠席委員　　１名　　１４番　野邊　俊博

議事録署名委員　　９番　日髙　善次　　１５番　吉田　友子

議事日程

第１	報告（合意解約）	農地法第１８条第６項の規定による届出について
第２	議案第１５７号	農地法第３条の規定による許可申請について
第３	議案第１５８号	農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
第４	議案第１５９号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第５	議案第１６０号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・認定農業者）
第６	議案第１６１号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・一般農業者）

会　長	ただいまから、第２５回農業委員会総会を開催致します。本日は、１４番委員から欠席届の提出がありましたので、出席委員は１９名でございます。
	議事録署名委員の指名
会　長	本総会での議事録署名委員の指名をいたします。 議事録署名委員は、９番　日髙　善次　委員、１５番　吉田　友子　委員にお願いします。
会　長	ただちに議案審議に入ります。
	報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について
会　長	農地法第１８条第６項の規定による届出について事務局より報告させます。
事務局	農地法第１８条第６項の規定による合意解約について報告いたします。 今回の合意解約は１件でございます。内容といたしましては、賃貸人の申し出が解約の理由となっております。
会　長	報告はお聞きのとおりであります。
	議案第１５７号：農地法第３条の規定による許可申請について
会　長	次に、議案第１５７号は、農地法第３条の規定による許可申請についてであります。 それでは、議案第１５７号、受付番号１番から５番の５件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。 審議に入ります前に、当該議案に１８番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」により、当該議案の開始から終了までの退席をお願いします。 また、関係議案の終了後に入室・着席をお願いします。 暫時休憩いたします。 （・・・１８番委員退席・・・）

会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは、議案第１５７号、受付番号３番の１件を先に議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１５７号、農地法第３条の規定による許可申請は、受付番号１番から５番の所有権移転に関する５件でありますが、先に受付番号３番の１件について説明いたします。 事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第３条第２項各号の不許可の事由につきましては、 「第１号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況・労働力・技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合 「第３号」　今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること 「第４号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合 「第５号」　権利取得を含めた経営農地が、５０アールに達しない場合 「第６号」　今回の申請農地を、転貸しようとする場合 「第７号」　周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、 であり、今回の許可申請受付番号３番の１件については、農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、本城地区委員会より受付番号３番の１件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
１７番	議案第１５７号、農地法第３条の規定による許可申請について、本城地区は受付番号３番の所有権移転に関する１件であります。 受付番号３番につきましては、渡人が非農家で管理できないために、受人へ売買するものであります。受人は

１７番	水稲、飼料、和牛の経営を行っており、申請地を取得後は飼料を作付するとのことであります。機械保有・労働力・技術面についても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況については本人が２００日、妻、父、母がそれぞれ３００日の従事があり、周辺は水稲が作付されていますが、農薬は使用しないため影響はありません。 以上、本城地区委員会において、受付番号３番の所有権移転の１件を慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしており何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまから、議案第１５７号、受付番号３番の１件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１５７号、受付番号３番の１件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１５７号、受付番号３番の１件については、許可することに決定します。 暫時休憩いたします。 （・・・１８番委員入室・・・）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは、議案第１５７号、先に審議しました受付番号３番の１件を除く、受付番号１番から５番の４件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１５７号、農地法第３条の規定による許可申請は、先ほど説明しました受付番号３番を除く、受付番号

事務局	１番から５番の４件について説明したします。 事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第３条第２項各号の不許可の事由につきましては、先ほど受付番号３番で説明したとおりであります。 許可申請受付番号１番と４番、５番の３件については、農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。また、受付番号２番については、今回の議案第１６１号の利用権設定、受付番号１番と同時に受付けており、経営面積は合わせて５０ａを超える申請であります。皆さんのご審議をよろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。 それでは、大東地区委員会より受付番号１番の１件の説明をお願いします。
１３番	議案第１５７号、農地法第３条の規定による許可申請について、大東地区は受付番号１番の所有権移転に関する１件であります。 まず、受付番号１番につきましては、渡人が離農により管理できないために、受人へ贈与するものであります。申請地を取得後は飼料稲を作付し、肥育農家へ供給する計画であります。受人世帯は兼業農家でありますが、現在、水稲、甘藷を作付されており、機械保有・労働力・技術面についても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況については本人が１５０日、母９０日、妻３０日、長男６０日の従事があり問題ないと考えます。周辺は飼料及び水稲が作付されていますが、農薬は使用しないため影響はありません。 以上、大東地区委員会において、受付番号１番の所有権移転１件を慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしており何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、福島区委員会より受付番号２番の１件の説明をお願いします。
１０番	議案第１５７号、農地法第３条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号２番の所有権移転に関する１件であります。 受付番号２番につきましては、渡人は過去に受人へ譲与した際に登記漏れであったため、今回、所有権移転を

１０番	行うものであります。取得後は大根を作付し、市場へ出荷する計画であります。受人世帯は機械保有・労働力・技術面から見て問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況については、本人が年間１５０日、妻が６０日の従事があり問題ないと考えます。周辺地域は飼料、甘藷などの野菜が作付されており、農薬の使用方法などによる影響はありません。 以上、福島地区委員会において、受付番号２番の所有権移転に関する１件を慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしており、何も問題ありませんので、ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、都井地区委員会より受付番号４番の１件の説明をお願いします。
２０番	議案第１５７号、農地法第３条の規定による許可申請について、都井地区は受付番号４番の所有権移転に関する１件であります。 受付番号４番につきましては、渡人は高齢で管理できないため、受人に売買するものであります。取得後はごぼうを作付するとのことです。受人世帯は機械保有・労働力・技術面から見て問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況については、本人が年間２００日以上、妻が２００日以上の従事があり問題ないと考えます。周囲は同じくごぼうが作付されているため、農薬散布等の影響はありません。 以上、都井地区委員会において、受付番号４番の所有権移転に関する１件を慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしており、何も問題ありませんので、ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、市木地区委員会より受付番号５番の１件の説明をお願いします。
２１番	議案第１５７号、農地法第３条の規定による許可申請について、市木地区は受付番号５番の所有権移転に関する１件であります。 受付番号５番につきましては、渡人は高齢で管理できないため、受人に贈与するものであります。取得後は水稲を作付するとのことです。受人世帯は機械保有・労働力・技術面から見て問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況については、本人が年間２００日以上、妻が１００日以上の従事があり問題ないと考えます。周辺地域は同じく水稲が作付されているため、農薬散布等の影響はありません。 以上、市木地区委員会において、受付番号５番の所有権移転に関する１件を慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしており何も問題ありませんので、ご審議方よろしくお願いします。

会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまから、議案第１５７号、受付番号３番を除く、受付番号１番から５番の４件について質疑に入ります。 質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１５７号、受付番号３番を除く、受付番号１番から５番の４件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１５７号、受付番号３番を除く、受付番号１番から５番の４件については、許可することに決定します。 **議案第１５８号：農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について**
会　長	次に、議案第１５８号は、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。 それでは、議案第１５８号、受付番号１番から８番の８件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１５８号、農地法第５条の規定による許可申請受付番号１番から４番、６番から８番の所有権移転に関する７件と、受付番号５番の使用貸借権の設定に関する１件であります。 農地法第５条第２項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、 「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合 「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合 「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合

事務局	「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。 受付番号１番から３番の３件の申請地農地区分は、農地法第５条第２項１号イにあります、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、受付番号１番は、都市計画法第８条第１項第１号に規定されている、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するための地域「準住居地域」に該当し、受付番号２番と３番は、住居の環境を保護するための地域「第一種住居地域」に該当するため、「第３種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 次に、受付番号４番と、６番から８番までの４件の申請地農地区分は、農地法第５条第２項第１号イにあります、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 次に、受付番号５番の申請地農地区分につきましては、農用地区域内にある農地でありますが、転用のための権利移動の不許可の例外、「農地法施行令第１１条第１項１号イ、一時的な利用に供するために行うものであって、利用目的を達成する上で必要であると認められること」に該当し、「同号ロ、農業振興地域整備計画の達成に支障をおよぼすおそれがないと認められるものであること」とされており、平成２８年６月２１日付で串間市長職務代理者より、今回の申請が串間市農業振興地域整備計画に支障等に該当しないとの、意見書が提出されているため、農地法第５条第２項各号に該当しておらず、許可要件を満たしていると思われます。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番から８番の８件につきましては、許可要件を全て満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に関連して、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。 それでは、福島地区委員会より受付番号１番から３番の３件の説明をお願いします。
１０番	議案第１５８号、農地法第５条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番から３番の３件であ

１０番	ります。 まず、受付番号１番について、受人の住宅への通路が里道しかなく、車も通れないことから、離れた場所に駐車しなければならず、生活する上で大変不便であり、隣接する申請地を住宅への通路として使用していく計画であります。申請地には、隣接する農地と宅地がありますが、境界にはブロックを積むため、土砂流出、その他災害を発生させる恐れはありません。雨水排水は市道側溝に流すため問題ないと考えます。 次に、受付番号２番につきまして、受人は家族５人で貸家住宅に居住しているが、子供の成長と共に手狭になったため、申請地に個人住宅を建設するものであります。申請地周辺は、北側に道路、南側に宅地、東側・西側に畑がありますが、隣接する畑に支障がないように、境界から２ｍ距離を置いて住宅を建設し、周囲にブロック積みをするため、土砂流出などの影響はありません。雨水は隣接道路に設置される側溝に排水し、生活雑排水は公共下水道により処理する予定です。 次に、受付番号３番につきましては、受人は家族３人で貸家住宅に居住しているが、子供の成長と共に手狭になったため、申請地に個人住宅を建設するものです。申請地周辺は、東側に畑、北側に道路、西側に市道、南側に宅地がありますが、隣接する畑に支障がないように、境界から２ｍ距離を置いて住宅を建設し、周囲にブロック積みをするため、土砂流出などの影響はありません。雨水は隣接道路に設置される側溝に排水し、生活雑排水は公共下水道により処理する予定です。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番から３番の３件を慎重審議してきましたが、農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に、大東地区委員会より受付番号４番から５番の２件の説明をお願いします。
１３番	議案第１５８号、農地法第５条の規定による許可申請について、大東地区は受付番号４番から５番の２件であります。 まず、受付番号４番について、譲受会社は自社の経営規模拡大に伴い、甘藷の貯槽庫が不足することから、隣接する申請地に貯蔵庫を建設する計画であります。境界にはブロックを積むため、土砂流出・その他の災害を発生させる恐れはありません。雨水排水は同敷地内にある集水桝を経由して、市道側溝に流す計画であるため問題ないと考えます。 次に、受付番号５番について、譲受会社は小水力発電所建設において、基礎地盤特性を把握するため、良質な支持地盤までの土質ボーリング等の調査を実施するため、やぐら等の工作物を一時的に設置する計画でありま

１３番	す。ボーリング調査では、土地の改変は特に行わず、掘削で出た水は再度掘削に利用することで循環し、その後は上澄み液のみを隣接河川へ排水するため、周辺への影響はなく、雨水についても地下浸透で問題ないと考えます。一時転用期間は、平成２８年７月２５日から平成２９年７月２５日までであり、ボーリング調査が終了次第、速やかに農地として復旧する計画なので問題ないと考えます。 以上、大束地区委員会において、受付番号４番から５番の２件を慎重審議してきましたが、農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に、本城地区委員会より受付番号６番から７番の２件の説明をお願いします。
１７番	議案第１５８号、農地法第５条の規定による許可申請について、本城地区は受付番号６番から７番の２件であります。 まず、受付番号６番について、譲受会社は材木業を営んでおり、工場敷地を舗装した際に、今回の申請地が含まれていることが発覚したため、今後も資材置場として利用していくことから申請するものであります。周囲に農地はなく、境界にはブロック積をしており、雨水排水については勾配により既存の道路側溝へ流すため、土砂流出・その他の災害を発生させる恐れはありません。 次に、受付番号７番につきましては、自宅を建築した際に、収納スペースが不足したことから、申請地に倉庫を建設しており、今回追認申請するものであります。申請地は一部畑と隣接しますが、境界には植木で仕切っており、雨水排水は地下浸透で問題ないと考えられるため、土砂流出、その他の災害を発生させる恐れはないと判断します。 以上、本城地区委員会において、受付番号６番から７番の２件を慎重審議してきましたが、農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に、都井地区委員会より受付番号８番の１件の説明をお願いします。
２０番	議案第１５８号、農地法第５条の規定による許可申請について、都井地区は受付番号８番の１件であります。 受付番号８番について、申請地は狭小で耕作不便なことから、受人がサカキを植林し、管理していくとのことであります。隣接する農地・宅地がありますが、サカキの樹高を１メートルに制限するため、日照について問題はなく、排水も地下浸透で問題ないと考えられますので、土砂流出、その他の災害を発生させる恐れ

２０番	はありません。 以上、都井地区委員会において、受付番号８番の１件を慎重審議してきましたが、農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまから、議案第１５８号、受付番号１番から８番の８件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１５８号、受付番号１番から８番の８件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１５８号、受付番号１番から８番の８件は許可相当とし、受付番号５番の１件は、常設審議委員会へ意見聴取を求め、受付番号１番から４番と、受付番号６番から８番の合計７件は、意見を付して県へ進達いたします。
	農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案
会　長	次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてでありますが、審議に入ります前に、あらかじめ、市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。
事務局	平成２８年６月分につきましては、串間市長職務代理者より平成２８年６月１７日付で、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定が求められております。 内容につきましては、議案第１５９号・所有権移転が１件・面積が３，９７９㎡、議案第１６０号・受人が認定農業者である利用権設定が２件・面積が２，９４６㎡、議案第１６１号・受人が一般農業者である利用権設定が１件・面積が１，０１１㎡でございます。

会　長	説明はお聞きのとおりであります。 それでは、ただいまから、市からの提案について、審議に入ります。 議案第１５９号：農用地利用集積計画の承認について　所有権移転
会　長	議案第１５９号は、農用地利用集積計画の所有権移転の承認についてであります。 それでは、議案第１５９号、受付番号１番の１件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１５９号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は受付番号１番の１件であります。この１件について、説明いたします。 「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項、 第１号）今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること。 第２号）イ　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 第２号）ロ　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番の１件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われます。 皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、大束地区委員会より受付番号１番の１件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
１３番	議案第１５９号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転、大束地区は受付番号１番の１件であります。 受付番号１番は、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、大束地区委員会において

１３番	慎重審議してまいりましたが、受付番号１番の１件については、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。 これより、議案第１５９号、受付番号１番の１件について、質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第１５９号、受付番号１の１件について、承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案１５９号、受付番号１番の１件について、承認して市へ通知します。
	議案第１６０号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・認定農業者分
会　長	次に、議案第１６０号は農用地利用集積計画の利用権設定・認定農業者分についてであります。 それでは、議案第１６０号、受付番号１番から２番の２件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１６０号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定、認定農業者分は受付番号１番と２番の２件であります。 事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番と２番の２件につきましては、議案第１５９号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。 皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、大東地区委員会より、受付番号１番から２番の２件の関調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。

１３番	議案第１６０号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、大束地区は受付番号１番から２番の２件であります。 この２件については、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、大束地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番から２番の２件については、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。これより、議案第１６０号、受付番号１番から２番の２件について、質疑に入ります。質疑はございませんか。 （なしの声）
会　長	ないようでございますので、議案第１６０号、受付番号１番から２番の２件を承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１６０号、受付番号１番から２番の２件について、承認して市へ通知します。 **議案第１６１号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・一般農業者分**
会　長	次に、議案第１６１号は、農用地利用集積計画の利用権設定・一般農業者分についてであります。 それでは、議案第１６１号、受付番号１番の１件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１６１号は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分であります。 事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番の１件につきましては、議案第１５９号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各

事務局	号の該当要件をすべて満たしていると思われます。 皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、福島地区委員会より受付番号１番の１件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
１０番	議案第１６１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、福島地区は受付番号１番の１件であります。 受付番号１番は、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番の１件については、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。これより、議案第１６１号、受付番号１番の１件について、質疑に入ります。質疑はございませんか。 （なしの声）
会　長	ないようでございますので、議案第１６１号、受付番号１番の１件を承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１６１号、受付番号１番の１件について、承認して市へ通知します。
会　長	以上で、議案審議は全部終了しました。慎重・審議、誠にありがとうございました。